

公 告

島根県自動車管理業務の事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

令和8年5月19日

島根県知事 丸 山 達 也

1 提案競技に付する事項

(1) 名称

島根県自動車管理業務

(2) 仕様

別に定める「島根県自動車管理業務に係る提案競技仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(3) 期間

ア 契約期間

契約日から令和11年9月30日まで

イ 管理業務期間

令和8年10月1日から令和11年9月30日まで

(4) 提案価格の上限額

418,030,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

各年度における上限額は以下のとおり。ただし、令和9年度以降の各年度上限額は目安であり上限合計額の範囲内で自由に設定できるものとする。

令和8年度 67,795,000円

令和9年度 138,829,000円

令和10年度 139,868,000円

令和11年度 71,538,000円

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあつては(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあつては(2)に掲げる要件の全てを満たし、島根県知事の参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 単独企業・法人の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）に該当しない者であること。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

エ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

オ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

カ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提案競技参加資格確認審査に係る提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

ク この提案競技に参加する共同企業体の構成員でないこと。

ケ 令和5年4月1日から提案競技参加資格確認審査に係る提出書類の提出期限日までの間に、国又は地方公共団体と規模をほぼ同じくする同様の自動車管理業務を受注した実績を有する者であること。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

(7) 目的

(イ) 企業体の名称

(ロ) 構成員の住所及び名称

(ハ) 代表者の名称

(ニ) 代表者の権限

(ホ) 構成員の出資の割合

(ヘ) 構成員の責任

(ト) 取引金融機関

(チ) 決算

(リ) 利益金の配当の割合

(ル) 欠損金の負担の割合

(レ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

(ロ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

(セ) 解散後の瑕疵担保責任

(フ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員の全てが(1)のアからキまで該当すること。

エ 共同企業体の代表者は、(1)のケに該当すること。

オ 構成員は、この提案競技に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。

3 提案競技説明に関する事項

(1) 提案競技説明書、提案書作成要領及び仕様書の配布期間、配布場所及び配布手続

ア 配布期間

令和8年5月19日（火）から同年6月2日（火）まで（閉庁日を除く。）の、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 配布場所

島根県松江市殿町8番地3 島根県市町村振興センター5階

島根県総務部総務事務センター物品調達第一係

ウ 配布手続

別途示す「守秘義務の遵守に関する誓約書」を提出し、配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に必要事項を記載した者に無償で1部を配布する。

(2) 提案競技説明会

開催しない。

4 提案競技に係る質問書

(1) 質問は、期限までに質問票により提出すること。

なお、質問は、FAX又は電子メールにより受け付ける。

(2) 送付先

FAX 0852-22-6171

電子メール buppinchotatsugroup@pref.shimane.lg.jp

(3) 質問提出期限

令和8年6月2日(火)午後5時までとする。

- (4) 質問に対する回答は、令和8年6月8日(月)に、提案競技説明書受領者全員に対しFAX又は電子メールにより通知する。

5 提案競技参加資格確認審査に関する事項

(1) 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求められることがある。

ア 提案競技参加資格確認申請書 1部

イ 会社概要書又は経歴書 1部(共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部)

ウ 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部(発行から3か月以内のもの。写しの提出で可とする。共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。)

エ 島根県税に係る納税証明書 1部(発行から3か月以内のもの。写しの提出で可とする。共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。)

オ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部(発行から3か月以内のもの。写しの提出で可とする。共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。)

カ 共同企業体協定書の写し 1部(共同企業体の場合に限る。)

キ 担当者届 1部

ク 受注実績届 1部(契約書又は契約の事実を確認できる書類の写しを添付すること。)

ケ 役員等名簿 1部

(2) 提出書類の形式

提案競技説明書による。

(3) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出期限

令和8年6月16日(火)午後5時まで(郵送の場合は書留とし、同日午後5時までに必着のこと。)

ウ 提出先

11に同じ。

(4) 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、令和8年6月23日(火)付けで、郵送にて通知する。

6 提案書等の提出

提案競技参加資格確認審査において、提案競技参加資格が認められた者は、以下により提案書等を提出すること。

(1) 提案書等の種類及び部数

ア 提案書提出書 1部

イ 提案書 5部

ウ 見積書 1部

(2) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 郵送又は持参による。

イ 提出期限

令和8年6月30日(火)午後5時まで(郵送の場合は書留とし、同日午後5時までに必着のこと。)

ウ 提出先

11に同じ。

7 提案の選定方法

(1) 選定の体制

ア 島根県自動車管理業務提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い、契約予定者を選定する。

イ 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対する異議申立ては受け付けない。

(2) 選定の手順

ア 第1次審査

提案競技参加資格確認審査において参加資格を満たすと認められた提案者の提案について、提案書に関する書面審査を行い、仕様書の要件を満たさない提案については、失格とする。

イ 第2次審査

第1次審査で選定された提案者による提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングを実施して、提案内容を把握し、審査する。

ウ 契約予定者の決定

イの審査結果をもとに契約予定者を決定する。

(3) 選定方法

ア 提案内容が、仕様書の要求要件を全て満たしており、かつ、提案価格が上限額の範囲内である提案を評価の対象とする。

イ 提案内容については、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を合算する方法により算出する。

(4) 第1次審査結果及び第2次審査日時の通知

郵送で通知することとし、令和8年7月8日（水）の発送を予定している。

(5) 第2次審査の実施

令和8年7月16日（木）を予定している。

(6) 第2次審査結果及び契約予定者の通知

第2次審査実施後、速やかに郵送で通知する。

(7) その他

その他、提案者の選定方法等に関する詳細については、提案競技説明書による。

8 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

(1) 参加する資格のない者が提案したとき。

(2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。

(3) 事実と反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。

(4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。

(5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。

(6) あらかじめ指示した事項に違反したとき又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

9 契約

(1) 契約相手方

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項の規定により、契約予定者と随意契約を行う。

なお、契約予定者が契約を辞退した場合には、審査委員会で次点とされた者と契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和 39 年島根県規則第 22 号）第 69 条第 1 項の規定により契約金額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、同規則第 69 条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上、定める。

10 その他の留意事項

(1) 提出期限後の問合せ又は書類の追加若しくは修正には原則として応じない。

(2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語、通貨及び時間は、日本語、日本国通貨及び日本標準時とする。

(3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。

(4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。

(5) 提出書類は、返却しない。

(6) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びにプレゼンテーション及びヒアリングに要する費用は、提案者の負担とする。

(7) 天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、提案競技を取りやめ、又は延期することがある。

11 提案競技に関する問合せ先（書類提出先）

(1) 郵送の場合

郵便番号 690-8501

島根県松江市殿町 1 番地

島根県総務部総務事務センター物品調達第一係

電話 0852-22-5336

F A X 0852-22-6171

電子メール buppinchotatsugroup@pref.shimane.lg.jp

(2) 持参の場合

島根県松江市殿町 8 番地 3 島根県市町村振興センター 5 階

島根県総務部総務事務センター物品調達第一係

電話 0852-22-5336

F A X 0852-22-6171

電子メール buppinchotatsugroup@pref.shimane.lg.jp

12 Summary

(1) Nature and quantity of services to be required: Shimane Prefectural Government Vehicle Management Services

(2) Deadline for submission of proposal documents : 5:00PM, 30 June, 2026

(3) For further details contact : Goods Procurement Division, General Affairs Administration Center, 1 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-8501, Japan

TEL : 0852-22-5336